

第78回産業統計部会・第80回サービス統計・企業統計部会（合同部会）

議事録

1 日 時 平成30年5月31日（木）9：30～11：50

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、河井 啓希（部会長）、川崎 茂、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

菅 幹雄（法政大学経済学部教授）、西田 光宏（日本百貨店協会常務理事）、山本 泰之（東京商工会議所中小企業部調査・統計担当課長）、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計作成支援課：岩佐課長ほか

総務省統計局統計調査部経済統計課：小松課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：中村室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 中間年における経済構造統計の整備〔その2：基幹統計調査の再編〕

5 議事録

○西郷部会長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第78回産業統計部会と第80回サービス統計・企業統計部会の合同部会を開催させていただきます。皆様におかれましては、早朝より御出席いただきありがとうございます。

本日は前回に引き続きまして、中間年経済構造統計の整備のために計画されている基幹統計調査について審議をしていただきます。このうち、「経済センサス-基礎調査」については、前回の部会で議論を終えましたので、本日は「経済構造実態調査」について、集中的に審議をしたいと思います。よろしくお願いたします。

部会の審議に入ります前に、部会の構成に変更がありましたので、お話しします。

これまで、産業統計部会の部会長については、川崎委員が務めておられたのですが、統計委員会の部会再編により新たに設けられた「統計業務プロセス部会」の部会長に川崎委員が就任されることになりました。

これに伴いまして、産業統計部会の部会長については、河井委員が務められることになりました。

このようなこともあり、本日から私の隣で河井委員に産業統計部会の部会長として、お座りいただいています。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の配布資料につきまして、事務局から御紹介をお願いします。

**○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官** 本日の配布資料につきましては、議事次第にありますとおり、資料1-1が、経済構造実態調査などについての審査メモ、こちらは再配布になります。資料1-2が、前回部会やその終了後に示されました追加の御質問の一覧です。資料2は、当初、資料1-1で示した論点に対する回答として作られたものですが、資料1-2の追加質問に対する回答も含めた形で、改めて調査実施者から説明資料という形で提出をしているものです。

それから資料番号は付しておりませんが、座席図、出席者名簿、その後ろに5月25日に開催されました統計委員会において、西郷部会長から部会報告をしていただいた際に委員の方々から示された意見をお配りしています。

また、一番後ろになりますが、審議の御参考ということで、経済構造実態調査の甲調査票と乙調査票をお付けしております。なお、乙調査票は枚数が多いことから、見にくいかと存じますが、本来のA3サイズを縮小してA4にさせていただいた上で白黒にして、お付けしています。それから、工業統計調査の調査票甲、経済センサス - 基礎調査の調査票甲をお付けしております。

資料に過不足等ありましたら、事務局までお申し出ください。

事務局からの説明は以上です。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。

本日は、委員・審議協力者とも全員参加ということで、人口密度が非常に高くなっておりますけれども、熱心な議論が期待できるのではないかと考えております。

本日の部会、事前の御案内では11時半までとなっておりますけれども、予定が若干過ぎるという場合もあり得ます。その場合には、予定のある方は退席していただいて構いません。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは審議に入りますけれども、その前に、先週の統計委員会で私から部会報告をした際に出された意見がありますので、事務局から御紹介をお願いします。

**○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは、御紹介いたします。座席図などをホチキスで留めている、資料番号のない資料の3枚目になります。

先週の統計委員会で西郷部会長から部会報告をしていただいた際に示された意見です。正式な議事概要等につきましては、統計委員会担当室において別途作成中であり、本部会の審議に資するために便宜的に作った資料ですので、御了承ください。

今回、頂いた御意見は、専ら西村委員長からになります。一つ目は経済センサス - 基礎調査と経済構造実態調査についてで、前段は経済センサス - 基礎調査関係です。「事業所母集団のデータをより正確に更新していくためには、何らかの現場確認の作業は今後とも必要だろう。将来的に、今回のような調査形態であるのかどうかは、状況次第で変わってく

と思うので、少なくとも、今回、様々な負担軽減に配慮して計画されていることは画期的」との御認識でした。後段は経済構造実態調査ですが、「GDPの大宗を押さえる分野のデータを毎年継続的に把握することは、非常に画期的である。毎年調査をすることに伴う報告者負担への配慮を含めて審議をよろしく願いたい」とのことです。

二つ目の丸ですが、これは工業統計調査についてです。統計委員会の場でも若干触れられたのですが、西村委員長が地方公共団体の講師として出向かれた際の意見交換の場で受けられた御意見だそうです。「2020年は工業統計調査を含み、都道府県・市区町村経由の調査員調査が連続して実施される予定となっている。地方公共団体において、リソースが低減する中、その負担軽減は、喫緊かつ深刻な課題と考えるが、今回の合同部会でこの点についても審議する予定なのか」ということでした。これについては、澤村審査官から「実査事務の輻輳問題は、現在のところ合同部会における明確な論点としては、将来的なこともあり、位置付けていません。ただ、地方公共団体からの要望も踏まえつつ、審議を行う方向で検討してまいりたい」ということでお答えをさせていただいた次第です。

三つ目の丸は、この澤村審査官の答えを受けた西村委員長の御意見になります。「実査事務の輻輳は、調査の実施時期の関係からやむを得ない面もある。ただ、地方公共団体との情報交換を円滑に行って、できるだけ良い方向になるよう検討いただきたい。円滑な調査の実施も非常に重要な論点だ」とのことでした。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

御意見は、経済センサス - 基礎調査、経済構造実態調査へのコメントのほか、次回の審議に予定されております工業統計調査の将来的な見通しに関するものと私は受けとめました。つきましては、工業統計調査の御意見に関しましては、その審議の際に論点に加えて回答していただくよう、あらかじめお願いすることとして、今日のこの場では御紹介するにとどめたいと思います。

それでは、資料1-1の審査メモに沿って、個別の審議に入りたいと思います。

経済構造実態調査については、前回部会において全体的な説明をしていただきましたが、本日は調査計画の具体的な内容について個別に見てまいります。今日、具体的に御審議いただきますのは、審査メモ2ページ目、「2 今回申請された調査計画の内容」になります。この2は(1)から11ページの(6)まであります。このうち(4)、9ページの調査方法まで、今日の審議でカバーできればと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審査メモ自体は最初から審議していただきますので、2の(1)からになります。まずは(1)の「調査の名称」から事務局の説明を始めさせていただきたいと思えます。

では、まず審査の状況につきまして、説明をよろしくお願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは、審査メモ2の(1)調査の名称について御説明をいたします。今回、調査の名称を「経済構造実態調査」とする。ということに対しまして、審査状況の欄にありますとおり、中間年における経済構造

統計を作成するために、産業横断的な実態を毎年把握しようとする調査であり、これらの要素を盛り込んだ名称ということです。ですので、もっと良い名称の御提案があるかもしれませんが、現時点におきましては、不適切といったことはなく、特段の論点立てはしていない、というのが調査の名称に関する部分です。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明に関しまして、何かありますか。

ベストではないかもしれないけれども、ワンオブザベストではあるという御説明だったと思います。よろしいですか。

それでは、名称に関しましては、「経済構造実態調査」を調査名とするということで、部会として了承したという形にさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

それでは、(2) 調査対象の範囲、報告者の選定方法につきまして、事務局から審査の状況の御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 続きまして、(2) 調査対象の範囲、報告者の選定方法について御説明をいたします。

資料は、4 ページ目の論点まで続きます。少し量が多いですが、かいつまんで説明いたします。

まず、今回どういう計画がなされているかにつきましては、冒頭の枠囲みの中に記載しております。まず、①甲調査です。これは産業横断的な調査になりますけれども、その対象範囲といたしましては、一つ目の矢印にありますとおり、個人経営の企業、農林水産業、建設業など一部の産業に属する企業を除く、ほぼ全ての産業分野の企業を対象とするというものです。対象範囲全体としては、これまでの説明にもありますとおり、我が国のGDPベースで9割以上をカバーしています。この甲調査の報告者は、次の矢印に3行にわたって記載してありますが、産業分類ごとに売上高総額の上から8割を達成する範囲に含まれる企業の全てから報告を求めるという計画になっています。

次に②、特定サービス産業実態調査を引き継ぐ乙調査につきましては、文字どおり特定のサービス業ということで、具体的には産業小分類ベースで30程度の企業、事業所に対して無作為で行う計画です。これについての審査状況ですけれども、表が幾つかあります。表3は調査対象範囲について、既に行われている経済センサス - 活動調査と比較したものです。それから次の3 ページ目の表4は、調査対象範囲の詳細ということで、産業大分類ごとに企業、事業所のどちらに報告を求めるかをまとめたものです。ですので、表4を見ていただければと思いますけれども、甲調査につきましては、企業に報告を求めます。これは一貫通貫で一貫した取扱いですけれども、特定サービス産業実態調査を引き継ぐ乙調査につきましては、分類によって、事業所の場合と企業の場合が交ざっています。ただ、これはこの表自体が大分類ベースで構築しているためということなので、小分類ベースで見れば、企業調査か事業所調査かは明確に分かれている状況です。また、表4の一番下には、調査の規模感ということで、報告者数を入れております。甲調査については、全体としては20

万企業になっています。

具体的な審査状況としては、3ページ目の下、イの部分からになりますけれども、まず甲調査の調査対象範囲を製造業及び第三次産業全般とするということにつきましては、GDPの大部分をカバーすることを念頭に置いたものであり、また報告者の選定基準、売上高の上から8割ということにつきましては、付加価値の大部分を、少ない報告者数で把握しようとするものであり、おおむね適当と考えております。ただ、この設計の考え方については、論点立てもしておりますが、確認をしておきたいと思っております。

次のページ、ウの部分です。乙調査につきましては、現行の特定サービス産業実態調査を引き継ぐという基本的な考え方の下、標本設計について基本的な変更は予定されていませんが、この機会に改めて確認をしておきたいと思っております。

それから最後のエのところですが、調査を実施する過程におきましては、この経済構造実態調査の甲調査と乙調査、また製造業分野については、甲調査と工業統計調査で重複して報告を求められる可能性がありますので、その場合の対応について確認したいということが審査状況です。

これを踏まえまして、論点として八つほど挙げています。まず、甲調査については四つです。順番に「a 企業調査にする理由」、「b 売上高シェア8割とする理由」。それから「c 調査対象としない産業を除外する理由」。そして「d 産業ごとの報告者数」のいわゆる規模感です。それから乙調査については二つです。順番に「e 対象となるサービス産業の範囲の考え方」。それから、「f 将来的な調査対象範囲・標本設計についての見通し」です。最後に重複関係について、先ほど申し上げたとおり、「g 工業統計調査と経済構造実態調査の甲調査の関係」。それから、「h 経済構造実態調査の甲調査、乙調査の重複時の対応」です。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ただ今の論点につきまして、調査実施者からの御回答をよろしくお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 総務省統計局の小松です。よろしくお願いいたします。

基本的には私から御回答を申し上げつつ、都度、経済産業省からの回答がふさわしい部分については、経済産業省からお話を頂く形で進めてまいりたいと思っております。

それでは、資料2の2ページ目、2の(2)をご覧ください。

まず、論点aの甲調査を企業調査として実施する理由です。私ども総務省は、統計改革推進会議の最終取りまとめにおいて、営業費用等を把握する観点を示されたことを踏まえ、平成29年度にサービス業を営む事業者に対するアンケートを実施いたしました。アンケートの結果につきましては、下表に記載してありますが、簡単に御説明いたします。案Aは事業所に対して、その事業所における営業費用等を調査するとしたものです。案Bは企業本社に対して、傘下支社事業所ごとの営業費用等を調査するとしたもの。案Cは企業本社に対して、企業の事業活動別の営業費用等を調査するとしたもの。案Dは企業本社に対して、企業全体の営業費用等を調査するとしたものです。このような形でアンケートを実施

した結果、下表の「アンケート調査結果」の欄にありますとおり、案Aの事業所に対して、その事業所の営業費用等を調査する場合、費用総額のみでも85%が回答は不可となっています。案Bの企業本社に対して、傘下支社事業所ごとの営業費用等を調査する場合は、費用総額のみでも30%程度は回答不可となっています。案Cの企業本社に対して、企業の事業活動別の営業費用等を調査するに関しては、産業小分類ベースの区分では5割程度が回答不可となっていますが、追加のヒアリングでは産業大分類程度なら回答可能という感触を得ております。

さらに表の右側、「実査・集計・結果利用上の整理」と記載してある欄になります。案Bの企業本社に対して、傘下支社事業所ごとの営業費用等を調査する場合、数十万規模になる事業所別の集計結果をSNA（国民経済計算）の第2次年次推計（調査実施の約1年後）に提供することは、日程の都合上、これだけの数を持つてくるのは困難である、ということです。

これらを総合的に勘案しまして、報告者負担の抑制を図りつつ、正確な調査結果を早期に提供するという観点で、企業本社に対して、企業の事業活動別の営業費用等を調査する手法を採用し、実施するという考えに至ったところとあります。

引き続きまして3ページ目、論点b、売上高上位シェア8割とした理由です。こちらに関しましては、毎年、安定的かつ早期に公表するといった観点から、標本調査よりは売上高一定規模以上の悉皆調査とした方が適当であろうとの発想から、悉皆層の考えを始めたということです。悉皆対象の層が大きければ大きいほど安定度は増すことから、できれば全層を調査すれば一番いいのですが、早期公表とか民間事業者の受託可能性等々を勘案すると、あまり多くをとり過ぎるわけにはいかないということもあります。そこで、下の※1で記載してありますとおり、過去の経済センサス結果を使って、簡単なシミュレーションをしました。悉皆基準「9割」と「8割」を比較した結果、8割程度でも十分な結果が得られると考えられることから、8割の数字を採用しています。

引き続きまして、論点cへの回答です。甲調査の調査対象としない産業の除外理由です。こちらに関しましては、本調査が今回対象として設定している範囲で、我が国のGDP全体の9割をカバーしているというのは、先ほど事務局からも御説明のあったとおりです。付加価値構造において影響が少ないところに関しましては、利活用の観点を尊重しつつも、効率的な調査の実施という観点で対象としていないということです。なお、建設業に関しましては、今回そこまでは議論しておりませんが、一方で、第Ⅲ期の基本計画等でも既に、建設工事施工統計調査等とどう役割分担をしていくかとの指摘もあり、今後の検討課題と考えているところです。

引き続きまして、4ページ目、論点dへの回答です。産業別にどのぐらいの報告者数が想定されているかということですが、これは当然のことながら、分類別にかなり異なりまして、産業大分類でいえば、おおむね100から4万5000程度と、幅のある数字になっているのが事実です。

前回の部会で「中小企業にどのぐらい当たるのか」という御質問を頂いたと思います。特に、第2面の営業費用等の細かい記載をお願いする対象についてです。当方で確認をし

たところ、中小企業の範囲というのは、資料2の4ページの※にその定義を記載しましたとおり、資本金3億円以下の比較的大きい企業も入っていますので、調査対象全体の約4割、1万3000程度となり、小規模事業者ですと、約3%程度となります。当然、業種によって範囲が異なりますが、定義に照らし合わせますと、このような数になりますことを御報告いたします。

**○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長** 論点 e 及び f については、経済産業省から回答させていただきます。

まず、論点 e は、乙調査の対象となるサービス産業の範囲は、どのような基準・利活用を目的として選定されているのか。また、企業調査と事業所調査が混在しているのはなぜかという点です。また、論点 f ですけれども、乙調査については、将来的な調査対象の範囲・標本設計の考え方に変更はあり得るのかという点です。

併せて回答させていただきますが、乙調査の設計については、現行の特定サービス産業実態調査結果のこれまでの時系列利用を確保する観点から、基本的に現行と同様の業種範囲、把握単位及び標本設計としております。ただし、一部業種、冠婚葬祭業、スポーツ施設提供業、教養・技能教授業の三つの業種につきましては、業種の実態をよりの確に把握するため、標本設計及び集計単位について一部細分化することや、都道府県別表章を原則廃止したことによって、その表章のために確保していた必要標本割当て、これは業種別・都道府県別の標準誤差率が20%以下になるように標本数を追加することをこれまでやっていたわけですが、それは廃止するといった変更をしているところです。

なお、将来的な方向性について、現時点において明確なビジョンはありませんが、利活用等の状況を勘案しながら、必要に応じて調査の在り方なども含めて、今後、検討していきたいと考えているところです。

**○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長** それでは、引き続き5ページ目の論点 g の回答に移らせていただきます。

工業統計調査との重複の関係について、調査票の配布という観点で整理したものが、図になります。少し見づらいかもかもしれませんが、基本的には製造業については支社事業所があるところを除いては、工業統計調査の調査票のみ配布されます。支社事業所があるところについては、経済構造実態調査も含まれるという図になっています。

図の下の文章ですが、製造業の単独事業所企業については、工業統計調査の調査票のみしか配布しないことで、重複を排除しようと考えていまして、この場合、中身が完全に一致しているわけではないのですが、データ移送の上、必要な推計を行うということで、製造業の単独事業所企業の報告者負担の軽減にはかなり配慮していこうと考えております。

なお、先ほども御説明したとおり、複数事業所企業の本社事業所には、両方の調査票が配布されますが、一方が企業調査、もう片方が事業所調査という形で、調査の把握対象が異なっているためですので、調査の中身という意味では重複はしていないという考えの下で御理解を得ていこうと考えています。

また、論点 h への回答に関しましては、甲調査と乙調査の重複の話が記載してあります。乙調査の対象とする35業種のうち、6業種については調査対象を企業としておりますので、

標本調査であったとしても、当然、重複は一定程度生じます。悉皆層等々がある関係上、重複排除をするのは難しいと思っています。一方で、両調査において重複する事項は、名称・所在地といったフェイス事項とか企業全体の売上高という限られた部分ですので、乙調査の項目をマスクして、片方だけ書けば良いという形をとりたいと考えています。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答の時間に入ります。ただ今の御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら承ります。いかがでしょうか。

では川崎委員。

○川崎委員 調査の対象から幾つかの産業大分類を除くという件について教えていただきたいのですが、審査メモの2ページ目の下の表3「調査対象の範囲」のところです。この表の右側の「経済センサス - 活動調査」では、①、②に加え、③、④の一部に属する事業所を除くとなっています。一方、左側の今回の「経済構造実態調査」では、①、②、③、④に属する企業に加え、⑤、⑥の一部、更に⑦に属する企業を除くとなっています。そして、そのうちの売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業全てが調査対象ということになっています。調査の効率化とかいろいろな意味での負担軽減も考え、かつ結果の利用に支障がないようにということで、除くこと自体は悪くないと思っています。ただ、私が非常に理解しかねているのが、経済センサス - 活動調査では事業所単位で範囲を規定しているのに対して、経済構造実態調査では企業単位で範囲を規定しているということです。そうすると、経済構造実態調査でいう8割というのは、企業の主業で言っていることとなり、企業に1個だけ産業分類を付けてしまうわけです。そうすると、複数事業所を持っている企業で、傘下の事業所の中に複数の産業があり得るとなったときに、その部分まで含めて8割としているのか、それとも一番大きな売上げの産業の中での8割とするのかによって、この解釈の意味が全く変わってくると思うのです。したがって、その扱いを教えていただきたいのが1点目のお願いです。

もう1点のお願いは、経済センサス - 活動調査でシミュレーション計算も恐らくできると思うのですが、そうすると、ここでやっている意味の8割というのは、本当に全ての事業所ベースでの8割になっているのかを少し、検証していただきたいという気がします。なぜそれを言うかということ、もう少し説明をしますと、①の例えば農林業を除くというのは、従来からと同様なので問題は無いように見えます。しかし、農林業の売上げは最大かもしれないけれども、副業も結構大きな企業、他の産業もやっているという企業があるかもしれません。そうすると、これはどう扱われるのだろうか。農業を除外するのは、想定範囲内ですが、例えば食品産業が副業として大きな売上げの企業だったりすれば、それによって変わったりする場合もあるわけです。ですので、それがどう扱われているのかなというのが、この説明だけだと理解できないです。その辺をうまく説明していただけたらありがたいなと思います。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

御回答をよろしくお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 本件に関しましては、定義としては、間違いなく、企業の主業ベースでの売上高総額の8割を達成する範囲に含まれるものと考えています。ただ、一方で最新の経済センサス-活動調査は、公表がまだ終わっていませんので確認できておりませんが、過去のデータを見ていた限りでは、事業所のベースで見ても、おおむね8割ぐらいは、やはりこのやり方でもとれるというイメージを持っています。手元にデータを御用意していないので、具体的にお示しすることは今の段階でできませんが、大体的見込みを持ってやっていることだけは、この場をもってお話をさせていただきたいと思います。必要であれば、最新の結果は公表日の関係から間に合わないと思うのですが、過去の調査結果から確認したデータ等については、部会のどこかのタイミングでお示しをできればと思います。

○川崎委員 今の御説明で大体理解しました。更にもう一点、経済構造実態調査の結果をいずれ公表するわけですが、そのときに、8割と標ぼうしているけれども、例えば経済センサス-活動調査で同じようなシミュレーション計算をして8割弱ぐらいたというのであれば、それを産業別にと対象範囲でどうなっているかを一度、示していただくというのではないかと思います。要するに、8割というのがどれぐらいの実態としてのカバレッジか、というのは利用者として必要な情報になると思いますので、是非、情報提供を併せていただけたらと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今、手元に数字がないということですが、次回、お示しいただけますか。多分、全体として8割はいつているけれども、産業別に区分して見たときに、8割というのがどの程度、成り立つことなのかどうかを確かめたいという御意見だったと思いますので、次回、数字に関してお示しいただくことでよろしいですか。

また、経済構造実態調査の公表の際に、付帯情報としてシミュレーションの結果も示していただいた方がいいのではないかという御意見もあったと思うのですが、それに関しては何か御予定はありますか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 やり方も含めて考えてみたいと思います。

○西郷部会長 次回、その数字を示していただくときに、併せて御回答いただくということによろしいですか。ありがとうございます。

ほかにありますか。宮川委員、お願いします。

○宮川委員 川崎委員の御質問とも少し関連するのですが、全ての産業について、売上高シェア8割という基準がいいのかどうかという根拠をもう少し示していただけるとありがたいと思います。つまり卸売とか不動産であれば、売上高が非常に大きくても、例えば、GDPの基礎統計としても使われるのですから、付加価値ベースで必ずしも8割になっているのかどうかという点について、売上高8割がGDP統計に使うときに、きちんとそれ相応のカバレッジなりシェアが保障されているのかどうかという点がよく分からない気がします。

○西郷部会長 ありがとうございます。

付加価値とか、いろいろな測定値がある中で、なぜ販売額のところを8割という基準にしたのか、結構重要なところだと思いますので、よろしく願いいたします。

**○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長** その話として、まず売上高をしっかりと把握することは、極めて重要だというところがあります。また、付加価値額に関しては、調査方法がいろいろと難しいとか、なかなか安定した調査が今までできなかったということもあって、どういうものと比較してカバー率を見ていけばいいかは、検討しなくてはなりません。売上高の高いところに関しては、おおむね付加価値額としてもほぼ代表的な構造が見えてくるのではないかというイメージを持って、対処をしているところです。

いずれにしても付加価値額についても、日本全体の推計自体をする予定はありまして、最終的には、その結果も見ながら推計方法については、もし問題があるのであれば、平成34年（2022年）に向け、全体的なSUTの話とかもありますので、いろいろと修正していくことは当然あり得るものだと思います。

**○宮川委員** 経済構造実態調査のベースになっている商業統計部分は、マージンを把握していくように変わっていく予定ですね。そういう意味では、それをまた改めて売上高基準にするのは何か概念的には、少し後退しているように思うのですが。

**○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐** 少なくともこの調査に関しましては、中間年の調査ということもありまして、結果の安定的かつ早期の公表に加え、報告者負担への配慮もありまして、まずは一つの基準として、売上高シェアを採用させていただきました。

先ほど、小松からも説明があったとおり、結果としては10割の結果を公表する予定です。調査していない2割層に関しましても、推計した上で公表することを想定しております。結論から申し上げます、やはり一つの基準としてまず売上高をとることによって、マージンに関しましても8割から得たマージンだけで公表するわけではなく、平成28年経済センサス-活動調査で保持しておりますデータを、何かしらの形で加工することによって、10割でのマージンを得ようということを想定しております。確かに、マージン率の上から順番にとれたらということも一つの基準としてあるかもしれませんが。そうしますと、報告者という意味では重なる部分もあると思いますけれども、多くの基準を採用すればするほど、数はどんどん増えていくと認識しております。まずは、一つの基準としまして、実査の可能性を考慮した売上高シェア8割の20万企業という数字で判断したと御認識いただければと思います。

**○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長** 補足いたします。一方で後退ではないかというお話がありましたけれども、宮川委員も御存じのとおり、現在、SUTの関係で、経済センサス-活動調査についてもどういうものやっていくかという議論が進んでおります。そこではマージンをしっかりととるべきだという話を踏まえながら、副業できちんと押さえていこうという話の方向性は出てきていると思います。まだ具体的な話をこの場でお約束できませんけれども、もともと商業統計調査は年次の調査ではなかったものを、今回、中間年の経済構造実態調査は年次でとれるようにしつつ、経済センサス-活動調査の年は、それはそれで一応商業の部分もとっていくという形に変わっていくということで、

経済センサス - 活動調査で細かいところをどのぐらい反映していくかという話に関しては、これから議論をしていきたいと思っております。

○宮川委員 私が聞きたいのは、売上高でもいいのですけれども、売上高の根拠としてある産業については、やはりきちんとマージンのレベルでもこれだけのカバレッジがあるのですよということを、制度設計の最初の段階なので、きちんとシミュレーションした結果などを示した上で、売上高8割基準ですよと言ってほしいという要望です。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 以前、平成24年経済センサス - 活動調査、平成26年商業統計調査のマージンを推計させていただいたものがあります。大分類ベース等にはなりますけれども、そちらの結果に関しましては、取扱注意で御提供させていただければと思っております。基本的に、この8割を調査し2割を推計するという形でも、パーセントでいえば大体0.数%程度の真値からのずれということですので、結果として十二分に使えるものではないかという認識の下、設計させていただいています。

○西郷部会長 では、次回その試算の結果を示していただけますか。恐らく、構造統計とは言いながら毎年やるということなので、売上高をターゲットにするというのは第一歩の選択肢としては悪くないと思います。ただ、そのようにターゲットを決めることが、マージンとかにどう影響があって、これぐらいだったら売上げを基準にしてもいいかという、何か納得するプロセスが必要なのではないかというのが宮川委員の御意見だったと思いますので、次回で結構ですので、その辺の数字も示していただければと思います。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 それに関連して一つ申し上げたいのですけれども、調査実施者の説明資料の3ページで、宮川委員の言っていることは、要は全数調査をするのと、売上高のカバー率8割で調査するのとで、どれぐらい誤差があるのかを考える必要があるということだと思っております。資料2「調査実施者 説明資料」では、真の値へのかい離幅がカバー率8割に比べて9割だと、約0.3%程度の改善であると記載されています。8割でどのぐらい誤差があって、9割でどのぐらいに改善するのかという問題もありますし、今、宮川委員の問題意識ですと、産業別にみてどうかという問題もあります。つまり誤差を一定範囲内に収めたいから、売上高の何割で調べるというふうに本当は考えるべきなのではないでしょうか。2つの時点しかデータがありませんので誤差ということにはならないでしょうけれども、業種別によってカバレッジを上げた方がいい業種もあるかもしれませんし、8割もなくてもいい業種もあるかもしれません。そういうことも併せて、今回も考えるべきでしょうし、データの蓄積を見ながらやはり考えていく必要があるということではないかと思っております。ですからこの辺のデータも併せて、次回、示していただいた方が、この場の議論に役に立つのではないかと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかの論点への御意見はありますか。菅審議協力者、よろしく申し上げます。

○菅審議協力者 論点e及びf、特定サービス産業実態調査の調査事項の件になります。特定サービス産業の業種特性に係る調査は長い歴史もありまして、非常にニーズも高い調査ではないかと思っております。したがってこれを今後も継続していくことは大変重要なことだと思うし、是非とも続けていただきたいと思っております。企業調査と事業所調査が混在するの

は構わないと思うのです。例えばスポーツ施設提供業は事業所でないと意味がないということもあるでしょうし、一方で新聞業などを事業所別に把握してもあまり意味がないような感じもするので、それはそのとおりだと思います。また、都道府県別表章が本来必要だったかという疑問もありますので、都道府県別表章をしないということもいいと思います。

一方で、業種特性に特化しても良かったかなと思います。つまり構造という視点から見ると、少し性格が違うものがここに入っているのです。今回はこの形で進めるべきだと思いますが、一方で、将来的には業種特性としての方向で特化していった方がいいのではないかと思います。その意味でいうと、経済構造実態調査という枠の中から外してもいいのかなと思います。例えば一般統計調査のような形で、しかもこういう業種特性は時代の変化に敏感に反応しなくては逆に意味がないわけで、そうすると一般統計だと機動的に調査事項も設定できるでしょうということも考えます。もう一つ思うのは、例えば特定という枠を外しても本来いいのかなという気がします。また毎年調査することについて、かつて特定サービス産業実態調査は3年周期で実施していたわけですが、こういう業種特性は別に、3年周期の調査でも本来いいのかなと思います。もう少し業種特性をとる形の調査として特化していった方が、今後の発展性があり得るのかなというのが印象であります。ただ、今回、あまりにも大きな変化なので、論点を詰めるのはとても難しいことはよく分かりますので、今後、そのような検討をしたらいかがでしょうか、という意見です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

何か現時点でお答えになることはありますか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 当方として今後について明確なビジョンがあるわけではありませんが、ただ今、頂いた菅審議協力者の意見やそのほか委員からの意見を踏まえながら、今後については、また改めて検討させていただきたいと思っています。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかの論点についてありますか。山本審議協力者、お願いします。

○山本審議協力者 東京商工会議所の山本です。

私も事前に少し情報を教えていただけたらと思ってお伺いします。説明資料の4ページで、中小企業が調査対象全体の約4割、小規模事業者が3%程度対象となるとお示ししていただいているのですが、特に偏って中小企業が多くなっている業種があるのでしょうか。また、2ページにあります「調査対象の範囲、報告者の選定方法」のところで、案A～Dをサービス業に聞いていただいたというところで、私も案A、Bで来ると答えられないのではないかとはいっていました。案Cだろうと思うのですが、50%が回答不可となった際に、何か、従業員規模等で小さいところはなかなか答えが難しいという回答があったかどうかを教えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○西郷部会長 産業別の中小企業の割合とか、産業別に回答ができる場所とできない場所の分布がどんな感じになっているのかという御質問だと思います。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 お答えいたします。

4ページの前段、上位5割層のところ、中小企業が偏って多く対象となる業種はある

のかという御質問ですが、8割ぐらい中小企業が当たるのが、運輸業とか、あとは生活関連サービス業とか、この辺が8割近くいわゆる中小企業の区分の中に入る企業が対象となるというイメージです。以下、例えば金融業とかが7割程度とか、卸・小売だと6割とかとは幾つか出ていまして、もちろん割合が非常に小さいところとかもあるのですけれども、高いところは一定程度あるかなと思います。

それからヒアリングのことですが、これは実はアンケート調査をした後で追加的にヒアリングをしたところで、実はそんなに多数のところを網羅的にやったわけではありません。特に小さいところに集中してお聞きしたわけではありませんので、回答しがたいところがあります。この後で別途、前回の部会の際に御質問いただいた、うまく答えられなかった場合どうすればいいのかみたいな話もありますが、その辺の話については是非、御意見を頂きつつ、実査の段階での工夫等も含めて対処していきたいと思っております。

○山本審議協力者 ありがとうございます。

○西郷部会長 今の御回答でよろしいですか。宿題ばかりたくさん出しているような感じもしますけれど、やはり数字的な根拠が欲しいということであれば、次回改めて出させていただくことも。いかがでしょう。

○山本審議協力者 私たちの方でも運輸業、生活関連サービス業で多いということであれば、その業種の方に絞って御質問もさせていただこうかなとも思っております。

もう1点、小規模の事業者の方が、800程度で3%程度もあるというのが結構意外だったのですが、これも同じような運輸業、生活関連サービス業でしょうか。

○西郷部会長 お願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 小規模事業者は、あくまで平成26年の経済センサス-基礎調査ベースで見たときということなので、もしかしたらぶれるのかもしれませんが。私どもで平成26年経済センサス-基礎調査ベースで試算した結果だと、金融・保険業で3割ぐらいが対象となって、ほかの業種はほとんどパーセンテージとしては1桁台です。総合すると、約3%程度になっているのが、今の試算してみた結果ということで、ある意味、中小企業の分布とは全然違う感じになると思います。

○西郷部会長 よろしいですか。追加の質問があれば。

○山本審議協力者 金融・保険業というところはどういったものが想定されますか。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 いわゆる「街金」です。

○山本審議協力者 なるほど。ありがとうございます。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 調査実施者の説明資料での表現ぶりですが、突然、第2面の話をされています。この調査について、産業別にどの程度の報告者数が想定されているか、第1面は20万社、第2面は3万社ですから、第1面での対象にどれだけ中小企業が含まれるかの数字も併せて御報告いただいた方がいいのではないのでしょうか。報告者数が大分違いますので、調査対象企業数が多い第1面では、中小企業の割合も多分、より高い水準になるのではと思います。

○西郷部会長 何かありますか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 回答の用意だけはしてあります。特に問わ

れたところが第2面だったものということもあって、少し詳しく第2面の話を差し上げました。

第1面に関しましては、中小企業の割合が、かなり範囲が広いこともありまして、全体で見ると、やはり7割ぐらい中小企業と言われている企業が対象となるイメージになります。概して、それなりの割合の企業が対象となる形になってはいます。先ほど申し上げた運輸業、卸・小売業、金融・保険業とかは9割近く対象となっています。一方で、複合サービス業とか、医療とかはほとんど対象となっていませんが、ほとんどのところがやはり5割、6割、7割の企業が対象となってくると思います。ただ、第1面は比較的、記入が簡易な形に設計してありますので、それほど大きな影響はないのかなと思っているところです。

ちなみに、小規模事業者を申し上げておくと、13%ぐらいというイメージです。

○西郷部会長 ありがとうございます。ほかの論点でいかがでしょうか。川崎委員、お願いします。

○川崎委員 調査対象範囲のことでもう少し教えていただきたいのですが、例えば調査対象業種ではあるけれども、対象外の産業、つまり農林業とか建設業とかが、甲調査票の右側の「7 企業全体の事業活動の内容」に書かれているときには、これは集計の対象になるのですか、ならないのですか。要するに、主でない産業としてやっている売上げが記載されている場合には、それは集計の対象として入れるのですか、入れないのですか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 甲調査票の右側の「7 企業全体の事業活動の内容」の最後に「その他」がありまして、「その他」は今の予定では、まとめて集計される形になると思っています。

○川崎委員 そうすると、全体で推計するときには、例えば建設業というのは、もう一切出ないことになるのですか、それとも建設業は建設業で入るという格好になるのですか。申し上げたいのは、ここの部分を集計していくと、極めてモザイク状の抜けたものの集計になってくる。ところが、主業の関係だったらほぼがちり押さえた格好になっていて、集計の色合いが違ってくるのです。私には全体推計のときにどう使うのか、イメージがどうしても分かりません。記入者負担の軽減とか調査の効率化の観点では非常によく分かるのですが、ここの処理の仕方がすごく難しいなと思っているので、もし考えがあれば、補足して説明していただきたいのですが。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 集計段階の話にはなりますけれども、この調査に関しましては、日本標準産業分類の大分類のEからRを包括した調査になっておりまして、EからRの大分類に区分されたEからRをいかに整理するかを考えています。なので、川崎委員が御指摘どおり、ある種モザイク状になっている部分はあります。EからRに分類されているA、B、Cの分類に含まれる分野の売上高に関しましては、先ほど小松からも説明があったとおり、7の「その他」に一律して入ってくることを想定しております。なので、EからRの分類に区分される企業の、EからRに分類される事業活動の売上高を日本国全体の数値として表章していこうと想定しております。実体上、いわゆる本来的な事業活動として、例えばAに分類される企業に、EからRに分類される事業活動

の売上高もあるでしょうし、EからRに分類される企業に、AからDに分類される事業活動の売上高だってあるでしょうし、そういったところに関しましては、本調査の主要な対象ではないと御理解いただければと思います。

○川崎委員 分かりました。ということは、その部分は正に先ほどの推計のときに処理していくということですね。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 おっしゃるとおりです。

○川崎委員 分かりました。

○西郷部会長 ほかにありますか。

よろしいですか。それでは(2)調査対象の範囲、報告者の選定方法ですけれども、宿題が幾つか出ました。二つ宿題があって、両方とも売上高8割の意味に関するものです。一つは川崎委員から、売上高8割を基準としたときに、産業別にどのくらい売上高8割が確保できるものなのかとかいう数字を示してほしいというのが1点目の宿題です。

もう1点は、似たような観点から宮川委員からの御意見で、売上高8割という基準で集計をしたときに、ほかの数値、マージンにどういう影響が及ぶのかについても、数字を示してほしいというのが2点目の宿題です。

あと菅審議協力者から御意見を頂いた、今まで業種特性を念頭に置いて設計されていた特定サービス産業実態調査に関して、それが経済構造実態調査に組み込まれる際には業種特性を今後どう扱っていくのかについて検討してほしいということですが、これは調査実施者で今後、検討するとの御回答を頂いていますので、特に宿題ではないと私は認識しております。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 宿題という意味になるかどうか分かりませんが、先ほど「売上高8割のときに産業別に何割とれているか」という議論の延長線上として「今後、公表時にどれくらい押さえられているかも示したらどうか」という御意見がありました。

○西郷部会長 そうですね。それを一つと勘定すると三つになると思います。

それでは、お示しいただく数字を見てから、もう1回、これで大丈夫だと納得してから決着した方がいいと思いますので、議論は尽くしたけれども、結論は次回に持っていくという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、(2)調査対象の範囲、報告者の選定方法に関しては、以上で審議を終了とさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、(3)調査事項、調査時期に関して、審議をしていただきます。審査メモの5ページになります。

事務局からまず、審査状況の御説明をよろしくお願ひいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 引き続き、私から御説明をいたします。

審査メモの5ページ、(3)調査事項、調査時期です。論点まで含めると、2ページ少々になりますが、御説明をいたします。

いつもどおり枠囲みの中に今回計画されている内容の概要について記載してあります。

まず①甲調査です。i からiiiまで文章で記載してありますけれども、下に表5を掲載しておりますので、こちらを御覧いただいた方が分かりやすいかと思えます。

表5の中に、甲調査、乙調査と分かれており、甲調査の欄に①、②、③と記載しております。この①、②、③が既に御覧いただいている調査票の第1面、第2面、第3面となります。第3面は事業所票になると思えます。①甲調査票の第1面で企業売上、企業全体の売上費用、企業活動の全体像を調査します。②第2面で費用の内訳を、③第3面で事業所ごとの活動内容、売上げなどを調査するものになります。

一方、乙調査につきましては、表5の右側に記載しておりますが、先ほど菅審議協力者からも御発言があった業種ごとの特性事項ということで、現行の特定サービス産業実態調査の調査票のうち、基本的には甲調査票に経理事項等が吸収されますけれども、それらを除いたものが引き続き残ってくるのが基本的なスタンスかと思っております。

調査時期に関しましては、5ページの上部枠囲みの下段にありますとおり、甲調査、乙調査とも、5月下旬から6月下旬の約1か月間と予定されています。

審査状況ですけれども、そのページの下、イにも記載してありますけれども、今回の中間年における経済構造統計の整備というのがGDP統計の改善の一環であり、SUTの精度向上が求められていることを踏まえたものです。ですので、その必要性の範囲で調査事項を絞りつつ、さらに3行目に記載しておりますとおり、調査事項による報告者の絞り込みもやられていることも踏まえますと、全体としては適当と考えています。この考え方が次のページにもわたっておりますけれども、それに至った考え方については、確認をしていきたいと考えております。

それから特に6ページ、ウの部分です。今回の甲調査票につきましては、形式上、従前の商業統計調査を吸収するという組立てになるのですが、今回の変更で、商業部門につきましては、周期的な調査から毎年調査になります。これは記入者の負担増になりますけれども、単純に商業統計調査の調査事項が引き継がれているわけでもありません。そこで、負担軽減の中身についても確認させていただければと思えます。

最後のエの部分。乙調査ですけれども、今回、先ほど申し上げたとおり、甲調査に吸収される経理事項以外は基本的に見直しがないというところですが、見直しされる部分は後ほど説明していただきますが、現状における必要性はどのようなものか、また将来的な見直しの方向性の考え方についてお聞きしたいと思っております。

以上、申し上げたことから、論点と申しますか留意事項として、少し多いですけれども、九つほど設けております。

まず、aとb。これはいわばセットになりますけれども、甲調査について、第1面、第2面、第3面、論点の中で①、②、③です。大きく区分されています。報告者も限定されている。その考え方や調査事項の考え方です。

それからcですけれども、これはプレプリントを行って報告負担の軽減を図るということですので、どの部分がプレプリントになるかということ。

それからdとeにつきましては、先ほど調査対象範囲でも論点として掲げていたということで若干重なるのですけれども、製造業について、工業統計調査と甲調査の役割分担。

それから e につきましては、サービス分野における甲調査、乙調査の調査事項の調整です。経済構造実態調査の中における関係について記載しております。

それから f ですけれども、これは今回の改定で商業統計調査、特定サービス産業実態調査を吸収するという位置付けもありますので、商業統計調査と特定サービス産業実態調査と経済構造実態調査との調査事項の相違、ということで論点立てをしているところです。それから g は調査時期について、h は売上げの対象期間を暦年としていることについての確認です。

それから次ページ i のところです。審査の状況でも申し上げました乙調査の調査事項の設定についての今後の考え方と方向性です。なお、乙調査につきましては、産業別に数十種類調査票があります。時間的制約もありますので、全体的な方向性について御意見を頂ければ幸いと考えております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施者からの御回答をよろしくお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 それでは、資料 2 に基づきまして、御説明いたします。

6 ページ目を御覧ください。(3) の調査事項、調査時期のところですか。まず、事務局でまとめていただきました論点 a 及び b への回答です。本調査は非常に大きな範囲に係る新しい調査ではありますが、一方で、報告者負担については回答を頂くためにも最大限に抑制をしていくことも考える必要があります。また、費用対効果も踏まえて設定をしています。

まず、第 1 面の「売上高シェア 8 割を達成する範囲に含まれる企業」についてです。8 割の定義に関しましては、先ほどもすでに御回答したとおりになります。できるだけ多くの企業を調査対象としたいとは思いつつも、精度上、影響のない範囲の企業を対象としたという発想の下で、このような形となっています。加えてこの 8 割層が、一番範囲が広いということもありますので、調査事項についても付加価値を中心とした経済構造を毎年安定的に把握するという観点に特化したものを寄せ集め、できるだけ書きやすいものになっているということです。

第 2 面の売上高シェア 5 割層に関しましては、投入構造に関する統計の整備を目的とした調査事項の設定という形になります。企業が対象として、観点としましては、一つ目として「企業全体を対象とした費用内訳だと投入構造が入りまじってしまうことは非常に問題だ」と、私どもの研究会でも言われたところです。また、「業種特有の費用項目があるので、それをきちんととってほしい」との利用者のニーズがあります。これは内閣府等からも業種によって御要望を頂いているところです。また、調査事項を業種別にカスタマイズすることで記入を平易にすることが期待できます。できるだけ書きやすいものを、こちらから御提示することは可能だろうと考えていまして、企業全体の値ではない、企業のある一区分の詳細な費用内訳を業種別に調査することを設計しているということです。対象範囲といたしましては、報告者の記載可能性、それから各業種における報告者の一定の数の

確保の側面もあります。できるだけ多い方に寄せた方が書きやすい一方で、実は5割に設定しても対象数が1桁しかないような中分類とかもありますので、最低限の数は確保したいと考えた上で、5割という設定にさせていただいたところです。

なお、前回の部会の御質問にありました企業本社の管理部門に係る諸経費に関して、一事業区分に該当する分を記入することが困難な場合等の対応ですが、経済センサス等でも似たような状況があると認識しています。例えば第1面の7欄・8欄の金額に応じて案分するなど、案分の例示を「記入のしかた」等に記載して、皆様が実際に調査対象となってもできるだけ困らないような方策は考えていきたいと思っています。

また、最後の第3面、傘下事業所票、上場企業等に配るものです。こちらに関しましては、基本的には経済構造統計として地域別統計を出すために設定をしている、というのが最大の本旨だと考えています。本調査は基本的に企業を対象とした調査設計になっていますが、このままでは当然のことながら地域表章ができません。そのため、地域表章をするために様々な方策を練っていかねばなりません。ただ、年次調査として膨大な数の事業所を毎年調査するのは、さすがに難しいということもありまして、後段の集計のところで御説明をしますが、事業所母集団データベースの情報を利用して、都道府県別の表章を提供することを考えています。

一方で、安定的な提供の観点からすると、全部推計値というのはさすがに問題がありまして、一部大企業の傘下事業所について負担を最大限に考慮しつつ調査を行っていくと考えたときに、これは前回の経済センサス - 基礎調査の審議でも若干話題になったかと思いますが、現在、統計局、それから独立行政法人統計センターにおいて別途、検討しているプロファイリング活動を、できるだけ企業の皆様に寄り添ってうまく回答できるようにサポートしつつ、最大限に活用した上で情報を整備していくと考えています。

プロファイリング活動に関しましては、御参考という形で7ページの下に概要を付けさせていただいています。独立行政法人統計センターの職員は、高い信頼性と専門性を持っており、この職員をプロファイラーと呼んで、企業ごとの専任の担当者として配置します。また、報告者負担が大きく、統計への影響も大きい大企業等を当面の対象として、サポートしていきます。その上で、実施内容としては大きく二つに分かれています。

一つは、母集団情報の精度向上に資する適時的確な母集団整備ということで、法人番号サイトの変更とかM&A情報等をプロファイラーが把握しつつ、合併・分割による開廃とか、名称所在地の変更等を整備しながら、傘下事業所の開廃等の企業構造についても整備することです。

それから二つ目は、経済構造実態調査に直接関わりのあるところですが、報告者負担の軽減及び正確な回答作成に資するプロファイラーによる報告サポートということで、プロファイラーによる担当企業への調査の実施や照会等で、双方向でやりとりが可能なシステムを通じて、個別疑義への対応という形でサポートしていくものです。企業によってはかなりの事業所数がある中で、このようなサポートをすることによって、少しでも地域別表章の正確性を確保しつつ、できるだけ負担を少なくしていくことを考えた結果、このような範囲と内容になっているということです。

それから8ページに移りまして、論点cへの回答です。プレプリントの範囲ですが、こちらについては、別添3を御覧いただければと思います。

別添3を御覧いただければお分かりのとおり、名称所在地、経営組織のような項目は当然として、主な事業の内容、それから企業全体の事業活動もプレプリントで対応できます。これは第1面です。

また、第2面の費用の項目別内訳のところの主業に関しても、基本的に文字で書くところについては、極力データベースのものを用いて書こうという発想の下で、基本的にプレプリントで記載していこうと思っています。第3面についても、数字で書く部分以外は、大半はプレプリントをさせていただいて、特に売場面積とか、なかなか変わらないものに関してもプレプリントをさせていただこうと考えています。

それから、記入例を見たいとの御要望がありましたので、別添3-2という形で付けさせていただきます。少し見づらくて申し訳ありませんが、ゴシックで記載してあるのがプレプリントで、手書き風に記載してあるのが、調査対象者に記入していただく部分というイメージで御覧いただければと思います。

第1面のところは、宿泊業を想定して記載しておりまして、会社名としては株式会社統計という会社ですが、「通称名としてTOUKEIホテルという名前で行っています」というイメージです。こういう書き方になりますので、従来の11欄については、対象が卸・小売が主業だけとなり、この例示では「\*」が入ってくるという例になっています。第7の調査項目のところの2番目の欄のように、やめた事業があれば、二重線を引いてもらって書き直すことになります。

また、第2面に関しましては、左半分の欄はパーセンテージで埋めていただきまして、右半分の欄に関しては、宿泊事業に特化した場合の記入例ということで、要らない部分については「\*」で埋めてしまいます。必要な部分については適宜、記入するというやり方をとっています。

それから第3面についても、記入例のとおりになります。この第3面の記入例は第1面、第2面の記入例と異なって、調査対象が卸・小売業の設定としています。卸・小売に関する調査事項があるので、記入例を記載できる卸・小売にしています。一応、このように記入されるというイメージになっています。当然、プレプリントの時点で卸・小売業でない事業所に関しては、卸・小売業として答える欄については、全て「\*」が打ってあるという形にして、できるだけ回答の必要がない部分については「\*」を打ってあります。

では、また資料2の論点dについてです。製造業における経済構造実態調査の甲調査と工業統計調査の把握内容の差は何か、それから単独事業所企業の場合の把握の仕方という論点です。若干、先に説明した部分と重なる部分がありますが、工業統計調査については、従来どおり事業所ごとの出荷額等をきっちりと把握していくという重要な統計ですので、これは継続していただく。一方で、経済構造実態調査のように製造業企業全体について、その副業状況を含めた把握をするという役割分担があります。なお、単独事業所企業につきましては、先ほども申し上げたとおり、経済構造実態調査の調査票は配布しない計画です。

論点 e に関しましては、特定サービス産業実態調査の対象業種について、甲調査と乙調査の両方の調査票が配布されるという話で、売上高等の項目の重複是正の話に関してですが、こちらは先に御説明したとおり、乙調査の方にきちんと「\*」を記入してマスクをするという対処をします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 f と i については経済産業省からお答えさせていただきます。

論点 f は、これまで商業統計調査や特定サービス産業実態調査において把握していた調査項目のうち、今回、簡素化された内容は何か。また、今回、把握する調査項目について、その利活用上の必要性は何か。論点 i は、乙調査について、現行の特定サービス産業実態調査の調査事項のうち、経理事項以外の事項を基本的に継続することとしているのはなぜか。利活用や記入状況を踏まえ、全く見直しの余地がなかったのか。現時点において、将来における方向性はあるかという論点です。

まず、現行の商業統計調査関連ですが、そもそも、商業統計調査については従前から5年周期の大規模周期調査として実施し、卸売業、小売業に係る詳細な構造を把握してきたところです。日々変わり得る経済実態、特に商業マージンをより適時に把握したいというニーズもありまして、統計改革推進会議最終取りまとめにおいては、「商業マージンの把握等に重点化した調査内容に見直した上で毎年把握が可能となるよう年次化を図る」とされたところです。

これを踏まえまして、経済産業省といたしましては、報告者の皆様における御負担を最小化することを大前提としながら、内閣府を始めとするユーザーと意見交換をさせていただきつつ、毎年の把握が求められた項目に特化した項目ということで、今回設定させていただいたところです。

具体的に申し上げますと、新調査においては、商業企業に特化した項目ということでは、年間商品販売額や年間商品仕入額、年間商品手持額など商業マージンの算出に必要な項目のみとしているところです。

なお、これはこの前御質問いただいたところではありますが、結果の継続性の観点から、商業項目については、商業統計調査及び経済センサス - 活動調査における定義と同様、①として、企業が商品を仕入れて売る場合は、自企業の売上げ及び商品販売額として計上する。②として、他の企業に販売スペースを賃貸している場合は、これは賃貸なので商品販売額には計上せず、不動産賃貸収入を自企業の売上高に計上する。最後に③として、消化仕入（売上仕入）の場合は、①と同様に自企業の売上げ及び商品販売額として計上するといった整理にしておりまして、結果の継続性の観点から経済構造実態調査についても同様の定義にするのですが、それがはっきりと分かるように「記入のしかた」に記載するなど対応してまいりたいと考えております。

続きまして、現行の特定サービス産業実態調査についてです。論点においては、基本的に継続することとしているのはなぜかということですが、平成31年（2019年）から新しく開始する乙調査の調査項目といたしましては、廃止を予定している調査事項として、以下の四つがあります。①営業費用項目、②売上高におけるその他業務の内訳、③売上高の契

約先産業別割合、④従業者数のうちの主業の部門別内訳です。こちらには4行で記載してあるだけですが、それぞれの項目で、一つの項目について記入すべき数が非常に多くありますので、私どもとしては相当程度の負担軽減をしたのではないかと考えているところです。

このうち、①及び②については、甲調査において把握しているといった整理で廃止するものでありますので、乙調査で設定せずとも経済構造実態調査としては、今後も一定程度の把握が可能という認識です。

10ページに移らせていただきまして、一方で③及び④については、現行調査の記入状況や報告者の声から記入者負担が高いと思われる項目として、経済産業省内の政策部局を始めとする統計ユーザーとの調整ができたことと認識したもののについて、今回の統合を機に廃止するものです。

また、当該項目以外の項目、すなわち今回の乙調査において調査事項として設定したもののについてですが、こちらについては経済産業省の中の部局からも引き続き要望が示されたものでして、現時点において必要なものということで提示させていただいたものです。

ただし、今後につきましては、引き続き利活用の状況をよく見ていながら、必要に応じて調査としての在り方も含めて、検討してまいりたいと考えているところです。

**○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長** それでは、引き続きまして、論点g及びhへの回答に移らせていただきます。引き続き10ページになりますが、論点gにつきましては、調査時期、それから報告者負担の関係です。hに関しましては、暦年の調査に関するものと認識しています。

調査期間に関しましては、資料に記載がありますとおり、経済センサス-活動調査との比較可能性、それから調査企業の決算公表時期。これはいろいろとありますけれども、ある程度、やはり年度末から離すべきだろうということです。それから、調査規模とSNA（国民経済計算）における利活用の観点を踏まえた公表時期の設定、要は利活用に間に合うように公表しなければいけないという観点を総合的に勘案した結果、5月下旬から6月下旬を考えているということです。

また、経理項目の把握期間につきましては、SNA（国民経済計算）における活用という形を非常に強く今回求められていることもありまして、原則、暦年での把握にせざるを得ないかなと考えております。ただ、一方で暦年といってもなかなか書けません、という報告者が一定程度発生するのもやむを得ないものと考えています。経済センサス-活動調査と同様の扱いということで、報告者において記入が困難と判断されたときについては、当該暦年の期間を、最も含む決算年度での回答という形にしたいと考えているところです。

また、同時期に実施することが想定される他の統計調査との整理に関しましては、他の企業統計調査がやはり書きやすさとか早さの観点から、会計年度での把握を原則としていることを考えますと、なかなか単純なデータ移送は難しいと思われれます。

それから先ほど概略を説明したときにお話ししましたが、商業統計調査の年次化による報告者負担の増加という観点に関しましては、先ほども少し申し上げましたが、真にユーザーからニーズのある調査項目に限っていきまして、対象者も若干減っているという

こともあり、報告者負担の軽減という点では最大限配慮させていただいたかなと思っております。

いずれにいたしましても、報告者負担の軽減の話はどれだけ頑張ってもこれで終わりという話では当然ないと理解しています。今後もまた、平成34年（2022年）の見直し等もありますので、引き続き、政策統括官室とも連携しながら整理をしていく必要があると認識しております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今日、一番時間をかけて御審議いただきたい部分だと思います。審議には、かなり長い時間がかかるとは思いますけれども、非常に重要な項目でありますので、あまり時間に捉われずに御質問、御意見等いただければと思います。

いかがでしょうか。菅審議協力者、お願いします。

○菅審議協力者 投入構造の把握というところで、SUTに関連して一番重要なところと思われます。かつて、統制経済をやっていた時代には、政府の要求に合わせて企業に経理をしてもらって、答えてもらうという形が一般的だったと思われます。その名残がずっと続いてきたわけですが、今は、民間企業は普通どういう形で経理をやっても構わないわけです。つまり自由にやっていいわけです。そうすると、やはり政府の都合に合わせて経理をやってもらうというよりは、むしろ民間企業が今やっている形に合わせて記入してもらって、政府の方で工夫するという方向だろうと思います。その意味でいうと、今回のような形で、企業のある事業区分について、それぐらいだったら企業の方でも恐らくそれに近いものを行っているであろうから、そこで書いてもらって、それを政府の方で工夫して処理するというのは今の時代の流れに合っていると思われますし、海外でも基本的にはその方向性です。要するに政府の形でやってくださいと言うのではなくて、あるものをまず見せてくださいと。それをこちらで工夫しますというのが基本的な方向だと思いますので、これは適切ではないかと思っております。

やはり今回の場合、サービス産業に関してはほぼこういう形で話が進んでいるのですが、製造業をどうするかがまだ少し残っているようにも思われますので、これについては多分、投入調査という形で別途やるのかなという気もしますが、今後、検討の必要があるのではないかと思います。同じような形でやるのか、そうでないのかも含めて検討が必要ではないかと思いますが、いずれにせよ、企業の一区分という形で対応するのは妥当な考え方ではないかと思っております。何が妥当かという点、民間企業に無理強いをしないという意味において、よほどどうしても、ここだけは欲しいというのがあれば、それはまた別の形で、例えばプロファイリングという形で個別に聞いた方がよいのではないかと思います。そういったものは統計調査に、余りそぐわないような気もしますし、逆にそういう場合は公表できない気もするのです。つまり、余りにも明確に報告者がどこの企業か分かっしまう。そこはプロファイリングという形で対処していただけたらいいのではないかと思います。

○西郷部会長 質問というよりは、感想に近い意見ということで、回答を求めるものでは

ないという理解でよろしいですか。

○菅審議協力者 それで結構です。

○西郷部会長 ほかに。中村委員、お願いします。

○中村委員 今回の菅審議協力者の御発言とも関連するのですけれども、資料2の2ページの案Cのところに、50%が回答不可と記載してあって、6ページの下から4行目、今回の「5割」というのは第2面を記入する企業の売上げのシェアでありますけれども、片方は企業数であって、片方は売上げシェアですから、これは対応関係がないのは明らかですけれども、確認させていただきたいのは、この第2面を書く企業が、この2ページの案Cの50%が回答不可の問いについて、その回答をしていないという傾向が確認できているかどうかをお伺いしたいと思います。

○西郷部会長 よろしいですか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 若干省略して説明したために、正確に伝わらず申し訳ありません。2ページの案Cについては、産業小分類ベースで聞かれたら5割は無理だと回答がありました。その下に記載してあるのは、別途ヒアリングをしたところ、「大分類で、もう少しじっくり聞いてくれれば対応できるという感触は別途つかんだ」というコメントになります。調査票を御覧いただければお分かりのとおり、第2面の左側はかなりじっくりした分類になっていますが、このぐらいであれば何とか、と回答できる感触は、ヒアリングベースでは確認できているということです。

○西郷部会長 ほかに何かありますか。どうぞ、野呂委員。

○野呂委員 これは質問というよりも意見に近いのですが、先ほどの資料2の10ページの暦年の話について、暦年かあるいは会計年度かの話なども含めてですけれども、特に調査票第3面のところで、売上げだけでも全事業所から暦年の数字を出すというのは相当大変だと思います。さらに申し上げますと、報告者はいろいろな業態がありますが、例えば保険業ですと、各事業所で契約は管理しているものの、実務はほとんどキャッシュレスで、事業所を通過せずに本部においてカード決済か資金決済でやっています。事業所単位の売上げがいくらかということも把握できないと思います。しかも、それは決算年度ではなくて暦年に変えるということになってくる。ここで意見として申し上げたいのは、そのことについてどうするのかを教えてくださいということではなくて、そのような場合に、やはりプロファイラーの役割が非常に大きいといえますか、プロファイラーが応用問題にどう答えるかが重要になるかと思えます。先ほど少し御説明がありましたけれども、やはりプロファイラーには業種ごとの構造や、もっと言えば専門用語なども含めてかなり精通していただく必要があります、そうすることで統計の精度が非常に上がるのではないかと考えております。

これにつきましては、僭越ですけれども、産業界もできることがあればなるべく協力させていただきたいと思えます。やはり業界の詳しい方に御指導いただく中で、先ほどの菅審議協力者の話ではないですけれども、各企業が持っているデータの中からベストのものをピックアップしていただくという体制を組んでいただけたらなと思っております。

○西郷部会長 これも御意見という感じのものだったと思えますので、何か回答をという

ことではないような気がします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 回答というよりは、私どもの期待というイメージになりますけれども、プロファイリング活動をやっていくに当たって、先ほど確かに、ある定型で決まった形のものを出すのは極めて難しい。ただ、一方で経済センサス - 活動調査がありまして、5年に一度は間違いなくこのベースで聞かなければいけないという責務を負っております。年次で似たような話を聞いて、経済センサス - 活動調査の実施年も同じような定義で使えるということであれば、少なくともプロファイリングの対象企業によっては、具体的にどうやってどういう形を出していけば切れ目無くつながっていくか、という情報はきっちり残っていく体制になるのではないかと考えています。何かプロファイリング活動のシステムのところでは、いろいろな知識を伝達する手段とか御要望があると聞いています。そういう形でしっかりと調査側と対象者側がつながっていけば、毎年毎年やっていく中で、少しでもやりやすい形がうまくつないでいけるのではないかと考えて、非常に私どもも期待をしておりますし、最大限成功するようにバックアップをしていかなければいけないと考えているところです。

○西郷部会長 ほかにありますか。では川崎委員、お願いします。

○川崎委員 今の野呂委員の御意見に全く賛同しますし、また、今のお答えを大変心強く思います。更にそれに上乘せして申せば、プロファイラーというのは極めて難しい仕事だと改めて思うのです。プロファイラー任せにしていると、個々人の判断で結構統計数字が動きかねないという要素があると思うので、プロファイラーの人たちを統括する、あるいはプロファイラーに上がってきた事例をどう判断するかは、プロファイラー任せではなくて、やはり調査実施者としてはどういう定義の統計を作りたいのか、個別によくコミュニケーションを図っていただいて、実査中にその辺りをしっかり管理していただいて、統一的な判断で良い統計ができるようにやっていただけたらというのがお願いです。

その上で、それ以外の件で2点ほど、教えていただきたいのです。調査対象の企業を産業大分類、中分類、又は小分類で8割以上というのは、「又は」というのはどういう意味だろうというのが分からなくなったということです。これは勝手に、私なりに推察するに、業種によっては大分類で定義されているところもあるし、ここの小分類を除くとか記載してあるからそういう意味での大、中、又は小と言っているのかなと思うのですが、ここの「又は」というのは誰がどこで、どちらの分類を適用するかを決めるのかを教えていただきたいのが1点です。

それから2点目は調査票の関係ですが、甲調査の第1面の右側に、企業全体の事業活動の内訳が6項目ほど書けるようになっているわけですが、一体どれぐらいの企業が6項目で済むのだろうかということです。大きい企業になると、6では済まないところは多数出るのではないかとと思うのですが、それが調査対象企業の中でどのぐらいあるのだろうか。あるいは6を超えたりして、回答する企業も余りに多くなると、もう見るのも面倒くさくなってしまふかもしれないと思うのですが、その辺りはどう扱われるのか教えていただきたいです。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 1点目の御質問の8割、5割の話、大、中、

小分類の話ですが、これはいずれの区分であっても、精度を達成できるようにということで、分類によっては精度が変わってしまいますので、一番不利なところでもきちんと精度が達成できるような数を確保するという観点で設定する予定です。

○川崎委員 ということは、小さい方で最低8割は確保できていないといけないということで、だんだん上に上がっていくような感じですか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 イメージはそんな感じだと思います。ただ、小さい方で確保しても大きい方で変に狂ったりすることもあるので、全般に目配りをするという意味で、全部で8割ということです。

○川崎委員 どのレベルの分類でもでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 そうです。

○川崎委員 分かりました。ありがとうございました。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 それが1点目です。それから2点目に関しては、一応対象産業となるところの平均を見てみたら4欄ぐらいあれば多分、書けるだろうという見込みを持っていて、あと紙幅の関係上、できるだけ増やして行って、結果、この6欄という形にしているのが、お示ししている調査票の形です。

○川崎委員 分かりましたが、平均値は少し怖いですね、分布の問題で考えますと。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 現在のサービス産業動向調査等でも五つの欄の単位で事業活動をとらせていただいております。他の調査の調査票設計の際にもやはり、事業活動を幾つ設定すればいいのかに関しまして、先ほど小松からも説明があったとおり、センサスを基にした品目ベースで見えて行って、事業活動を設定したら、五つぐらいだろうということで調査しました。ただ、川崎委員の御指摘・御認識どおり、事業が多いところは多いです。ですので、それは例外的な企業で、基本的に今回の六つの欄で調査を行えば、ほぼ事業活動は把握できるという認識で小分類といった設定をしてまいりたいと考えているところです。

○川崎委員 念のための確認ですが、そうすると、もう10、20なんて分類があったら六つまでで裾切りして、あと七つ目以降は全部合算して、1本にしてしまうということですか。それもきちんと、回答者にもそのように記入できるようにするということですか。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 おっしゃるとおりです。表章上もそのような形で、先ほど大分類AからDの話もさせていただきましたけれども、大分類EからRで書き切れなかった分で、「その他」の欄に入ってきてしまう部分もあるだろうという認識はしています。

○川崎委員 更にもう少し質問ですが、そうすると、プレプリントで六つあっても何年か経つうちに順位が入れ替わることがあるわけで、そうすると、もともと8番目から9番目でそれまで記載が無かったものがトップに躍り出たりとか、逆に、もともとトップだったものが7番以下になったときには、記載を入れ替えてくださいと記入者に指示するわけですか。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 おっしゃるとおりです。やはり一義的には、記入者にそういった形を求めたいとは思っております。一方で、7の「その他」欄

の右側には、フリー記入欄も設けております。こちらは審査のタイミングで、もし7欄に入ってくる金額が大きいようであれば、そちらを企業の皆様にも照会させていただくような形で、次回以降調査時、プレプリント事項の入替えも想定ができるかなとは思っています。やはり、フローで考えていこうかなと思っております。

○川崎委員 実は何を申し上げたかったかという、調査票を見て記入するわけですが、要はこの「業種を多く抱える企業」が対応する場合は、調査票のどこにも、今、御説明があったことが明記されていないと、おそらく「まあいいか」と適当に書いてしまうのではないかと思うので、それをどう防ぐかが大事だと思います。

それは、この調査票の上の欄にある記入上の説明で記載するのがいいのか、それともプレプリントを実施されるわけですから、事前に、その企業にどれぐらいの小分類があるか、例えば10ぐらいあるのだったら、ここのプレプリント欄を更にうまく活用して、上の説明欄の余白部分に、該当箇所がたくさんある企業には「こういうことに気を付けて記入してください」というメッセージを入れるとか、何か報告者にストレートに伝わるような、該当する企業は少数かもしれませんが、そこを明確に理解されるように明記しないと、多分記入がおろそかになって、後のフォローアップが大変ではないかと思うのです。だから是非、その辺を工夫していただいたらいいと思うので、別に今の案がいけないということではないですが、その伝え方について、何らかの工夫を是非、御検討いただけたらと思います。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 ありがとうございます。是非、工夫させていただきたいと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。

最初の、「又は」の点に関しては、伺った話だと、数学の言葉でいうと、「かつ」の意味ですね。全部満たすということなので、「又は」という言葉遣いだと、かえって分かりにくくなるのではないかという気がしますがけれども。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 ただ、「かつ」ですと、アンド条件だと思うのですがけれども、私ども、8割といったところを示すに当たりまして、実は「小分類で8割とってしまえば、中分類だろうが、大分類だろうがどこに行っても8割いつているだろう」という認識を持っておりました。ですが、このシミュレーションを実施しましたところ、大分類で8割いつていないようなところが見られました。特に、金融業等が顕著だったのですが、証券業等の小分類で8割とってしまって、全部積み上げてみたときに、証券業をもう1社ぐらいとっておかないと、大分類で8割にいかないところがありました。私も数学的にそれが本当に正しいのかなと一瞬疑問に思ったのですがけれども、実際にそういう状況が出てきたということもありまして、小分類でも8割、中分類でも8割、大分類でも8割になっているということで、どんどんと企業を追加していつているというイメージです。

○西郷部会長 すみません。「かつ」としてほしいというのではなくて、「又は」と記載すると多分、川崎委員のような誤解が出るので、少し表現を改めていただいて、むしろ本当

に分かりやすく、大分類でも中分類でも小分類でも8割は確保できていますと記載した方が、誤解がないだろうということです。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 選定としては「又は」ですけれども、達成状況としては「かつ」条件なので、それについてはそのような対処をいたします。

○西郷部会長 ありがとうございます。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 今の、西郷部会長の表現を使わせていただくと、「大分類、中分類、小分類のいずれにおいても」とか、「いずれの分類においても」、そういうイメージでよろしいでしょうか。

○西郷部会長 おっしゃるとおりだと思います。

ありがとうございます。

ほかにありますか。はい、どうぞ。

○宮川委員 2点お伺いしたいと思います。

これは私の理解がまだ及んでいないのかもしれませんが、川崎委員の御質問との関係でいうと、一つは持ち株についてです。調査対象が、例えば、持株会社だったときは本当に事業活動の分類が六つで済まない可能性があるとは思うのですけれども、事業活動はこれで大丈夫なのでしょうか。企業ベースでいったときに、持株会社に対して聞くということですか。まず、この1点をお答えください。

○西郷部会長 お願いします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 基本的に、持株会社としての企業であれば、アクティビティというか格付上、持株会社としての分類になるので、一つしか出てきません。

○宮川委員 持株会社としての分類ですか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 はい。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 グループ全体を問うている調査票ではなくて、あくまでも企業単位、企業ごとのデータを整備していきたいと考えています。例えば、親子会社間の会計処理で行われる、連結決算のデータがほしいということではありません。持株であれば、例えば経営コンサルタントのようなところに、事業活動として計上されるだろうという意味です。

○宮川委員 でも、例えばそうすると、甲調査の調査票は3層になっているのですよね。8割、5割、それから上場となっているのですでしたか。上場という場合には、最近ほとんど持ち株で上場しているのですよね。そこでより詳しいことを聞こうということになるのではなかったですか。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 おっしゃるとおりです。

宮川委員の御指摘どおり、やはり上場企業という単位だけでは持株会社にぶら下がっているような会社は、ホールディングスに聞いても実際は答えられません。そちらに関しましては、別の条件である、いわゆる売上高1,000億円以上であったりとか、そちらの方で条件付けをしまして、拾ってきていきます。大企業に関しては、この3階建ての部分は恐縮ながらデータを整備させていただきたいと考えています。

○宮川委員 それはどこかに記載してありましたか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 別添1のスライド5のところに小さい文字で本当に恐縮ですが、3階建ての傘下事業のところの下に細かく、有価証券報告書等提出企業、資本金2億円以上かつ売上高1,000億円以上という条件付けをしております。

○宮川委員 そういうことですね。分かりました。

2点目ですが、これは調査実施者ではなくて、むしろ統計委員会担当室もしくは内閣府にお答えいただきたい事項です。この調査結果をベースにして、年次SUTを作成していかなくてはいけないということで、先ほど内山企画官も、それから菅審議協力者も言及されているのですが、今、SUTの構造そのものの議論が同時並行的に走っているわけです。つまり、分類にしてもそれから投入をどうするかについてもまだ決まっていないという状況かと私は理解しています。そのような状況の中で、まず合同部会が大体の形を決めていって、果たしてSUTタスクフォース等での議論において、後から意見が出てきたときに、合同部会での議論が制約になるのかならないのか。それからもう一つ、内閣府で年次SUTを作ると予定されていて、どのように構築するかイメージを持っているのに対して、何か内閣府と議論をされていたのかどうか気になります。これは大きな課題で、投入構造等について議論をしておかないと、また6月になったらSUTタスクフォース会合をやると思うのですけれども、内閣府の考えを説明しておいていただく必要があるのではないかと思ったのですが。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 諮問の際にも、また、最初の部会でも説明しましたように、今般の取組はあくまで、今後の中間年の構造統計を作っていくという、スタートラインとしての位置付けになります。今、宮川委員から御指摘がありましたように、平成33年（2021年）の経済センサス-活動調査を実施する基準年をベースに、その中間年の年次SUTの大宗が決まってくれば、当然のことながら、平成34年（2022年）以降の、経済構造実態調査もそれに合わせて見直しが行われると考えております。それは、調査実施者も理解をされていると承知しております。

それから、先ほど少し特定サービス産業実態調査等の話も出ましたが、平成34年（2022年）以降、実はもう一つのサービスの課題である、月次のサービス調査をどうするかという課題があります。それが結論部分の、平成34年（2022年）をめどに、経済産業省と総務省で考えていきたいと思いますというところがありますので、今回、平成31（2019年）、平成32年（2020年）で、特定サービス産業実態調査も引き続きやることとしています。ただし、平成34年（2022年）以降、月次等の役割分担も含めて、どう考えていくかも含めて更に検討が進められて、その際に、乙調査も今回の経済構造実態調査も変わってくるものと理解しております。更には工業統計調査の平成34年（2022年）以降の包摂という課題もありますので、それも含めて、平成34年（2022年）以降の姿に向けて、SUTタスクフォースの議論などを踏まえながら更に検討が進められると理解しています。平成31（2019年）、平成32年（2020年）は少し不十分な点はあるかもしれませんが、まずはこれで調査の体制づくり、基盤づくりをさせていただくという発想です。

調査実施者から何か補足することがあれば、お願いします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 私も全く同じ考えです。もともと私どもの検討会の中でも、暫定的ですが、過去の経済センサスに合わせた形で、今の状況に合うようにまずは作っています。ただ、平成34年（2022年）以降はSUTとかの議論を踏まえて変更することを大前提として検討しています。後々にも、今回実施される調査を前提としてやるのではないということを引き継いでいきたいと考えております。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 よろしいですか。今、澤村審査官や小松課長が言ったとおりではあるのですが、ですから本当の世界は、平成34年（2022年）以降どうするかというところで決まってくるわけです。今、SUTの基本構成は総務省の産業連関担当で考えています。事務局として、そういうものを眺めながらこの調査の企画をどう捉えるべきかという。SUTの事務局の立場ではなく、個人的な見解を申し上げます。先ほど菅審議協力者もおっしゃったとおり、費用面の調査をどうやるかについては、総務省の産業連関担当では、いわゆる統計の単位、つまり産業をどう捉えるかについて検討しています。具体的には、製造業と商業は事業所で捉えて、それ以外の業種については同種のサービスを行う事業所の単位でくくりましょうと考えています。ですので、費用面でも製造業事業所、商業事業所、それからその後は、同種の事業所を束にしたもので費用構造が分かれば良いということになると思います。ただ、この単位の設定自体はどちらかというと、供給表というか、主業と副業の産出構造を知るのに適切な区分として設定しようと考えていて、費用のデータ収集の都合にはさほど合わせていません。実際、十分に細分化された区分で費用を得ることは、先ほど経済統計課からも説明があったように難しいということです。その中で、特に同種のサービスの束にした区分の費用をどうやって知るかというときに、企業全体の費用を得るのが良いのか、あるいはある程度事業区分で細分化された費用を得た方が良いのかというと、やはり後者のデータを得た方が、SUTの推計をするのに多分役に立つということだと思います。

ですから、今回初めてこういう方向で費用の調査をして、試験的な要素がかなり強いと思います。つまり、試験調査をやってこの調査を導入するわけではなくて、ヒアリングベースでアンケートをして、実査上問題ないと統計局で判断して実施するわけですが、試験的な要素はあります。ただ、これでできれば、ここから先ほど言った同種のサービスを提供する、ひとくくりの事業所の単位の費用構造を推計するのに、多分かなり役に立つということです。もし、この調査がうまくいくのであれば、これをベースに中間年において、この費用を推計していければいいのではと思います。

あとは、もし、この調査が成功するというのであれば、当然、経済センサスをどうするかということと、それから基準年で行う投入調査をどうやるかも併せて考える。この調査がうまくいくかどうかは、それを決めるのに結構役に立つと私は思います。これでいけるのであれば、この方向で考えるという一つの道だと思いますので、やはり非常に重要なことであると思います。

あと、先ほどお話のあった第1面における企業全体の事業活動の内訳です。今のところは、小分類の内訳で活動をとるというわけですがけれども、もちろん将来的にはもっと細かくとりたいということですが、それは生産物分類ができ上がらないとできませんが、生産

物分類が来年春には、サービスはでき上がってくるわけですから、それを受けて平成34年（2022年）以降、そのときに記入する欄が六つでいいのかとかは結構悩ましい問題に多分なっていくと思います。それも、新しい生産物分類の整備の下で、基準年と中間年をうまくつなげられるかということです。先ほど澤村審査官がおっしゃったとおりに、まずはこの新しい調査を船出させて、調査のフィージビリティがあるかを確認するとかがすごく重要なことです。その上で、いずれまた今度、経済センサス - 活動調査の調査設計をする段階に入ります。それからその後に、経済センサス - 活動調査の調査設計にできるだけ合わせる形で、経済構造実態調査を伸ばしていくとシームレス化になります。少なくとも調査の形態が違って、うまく集計して、きちんと延長できるようにすることが多分大事だろうと思っています。その意味で、大きな一歩を踏み出していると私は思っています、この調査をきちんと船出させて、かつうまく回収できて、いい数字が得られるということを確認できればなと思っています。

その関連で、せっかく発言の機会ですので、一つ確認したい事項があります。今回の審議では、乙調査の話をほとんどしていません。乙調査は、経済産業省の特定サービス産業実態調査の部分ですけれども、先ほど、資料2でいうと9ページ目から10ページ目、例えば③で「売上高の契約先産業別割合」というのを、基本的には企業負担が重いので廃止させていただきたいという御提案がありました。細かくて、私も完全に確認していないのですけれども、私が理解するところでは、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業については、売上高の契約先産業別収入割合を残すのだけでも、ほかは全部廃止したいと。SUTの観点で考えると、これらのサービスの需要先とか、配分先を知るということは結構重要でして、この計数をとるのをやめるのが将来的に見て、SUTにとって良いのかは、確認しておく必要が多分あると思います。これは少し問題提起させていただきます。というのも、平成34年（2022年）以降、また復活させるというアイデアもまたあるとは思いますが、今まで続けてきて、平成30年、平成31年（2019年）、やめた後に、平成34年（2022年）から復活させるというのは簡単ではないので、その辺については、多少、この部会でも御検討いただいた方が良いのではないかなと思います。

例えば、ソフトウェアとかは残るといえることですが、契約先産業別割合を廃止するわけですから、例えばリースをどう扱うかということも、今後のSNA（国民経済計算）にとって、あるいはSUTにとって非常に重要な課題ですので、それでいいのだろうかということは併せて考えていただく必要があるのではないかなと思いました。

以上です。

○中村委員 よろしいですか。

関連で、私も発言しようと思っていたのですが、売上高の契約先産業別割合、これは現在のコモディティ・フロー法では使っていません。つまり、中間消費1本だけで今のところはやっているわけですが、でもこの中間消費を投入先の産業先に割り振りながら、コモディティ・フロー法を実施するというのは、これは重要な進歩の一つです。年次SUTを作成する段階に至っては、そういうことも考える必要もあるのではないかと

思います。そのためには、この情報は非常に重要になる可能性があるということでありま  
す。

それからもう1点ですけれども、別添2で乙調査の対象業種を見ますと、一番上にある  
映像情報制作・配給業とか音声情報制作業、それから4番目の出版業につきましては、次  
回のSNA（国民経済計算）の基準改定で、「娯楽・文学・芸術作品の原本（映画等）」  
を総固定資本形成への計上を目指した検討をするということになっておりまして、これら  
の情報については、この特定サービス産業実態調査から持ってくるしかありません。これ  
だけでも実は足りませんので、これを資料2の9ページの①、②の営業費用項目などとし  
て削除されてしまうと、できなくなってしまうということになります。この点に関しては、  
日本銀行でもS P P I（企業向けサービス価格指数）にテレビ番組制作サービスを入れる  
ということで、実質化のめども立っておりますので、併せて考えていただきたいというこ  
とであります。

この特定サービス産業実態調査につきましては、新たに設計し直して、必要な使える情  
報をとる調査に改編するというのが理想だと思いますけれども、とりあえず関係府省と御  
相談いただきたいと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今の点に関して、何か現時点で御回答いただけるところはありますか。次回に持ち越し  
というのでもいいと思いますけれども。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 今お答えできる範囲で、先ほ  
ど御指摘のあった、売上高の契約先産業別割合の件についてお答えさせていただきます。  
確かにこれを設定した当初は、中間年の話ですけれども、経済産業省でいえば延長産業連  
関表に活用できるのではないかとということで、作ったわけです。

ただ、実際に作った後のことを申し上げて、当省の話で誠に申し訳ないのですけれども、  
延長産業連関表を作っている部署においては、残念ながら使われていなかったということ  
があります。逆に言えば、特定サービス産業実態調査でこの数字を調べる前から延長産業  
連関表は作っていて、仮にこれがなくても作り続けることができちゃっていったといっ  
た点がありまして、そういった点で中間年においては利用実績がないということで廃止し  
てもやむを得ないとしたところではあります。

また、基準年の話ですけれども、こちらにつきましては、今もS U Tの体系での議論を  
されているというところですし、実際にどういった形でどういった情報が必要になるかが  
現時点で分からないというところもあります。また、基準年1年のために中間年の4年間、  
毎年調査するののかといった話もありますので、これはS U Tの体系がある程度固まりまし  
て、もし必要ということでありましたら、こちらでも再度検討して差し支えないと考えてい  
るところです。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 利活用の観点に関しては、経済産業省  
からもありましたけれども、やはり必要であればそれはとるべきだというのは、我々も認  
識しているところです。なので、そちらに関しては否定も肯定もできないだろうとは思っ  
ております。一方で、この説明資料にも書かせていただいておりますけれども、本調査項

目に関しましては、かなり記入が困難であるという認識です。過去の経済センサス - 活動調査の試験調査でも、本項目はとれるか否かというところを検証したところです。実際のところ、なかなか難しいだろうということで、基準年の経済センサス - 活動調査におきましても、対個人か対企業かでの整理になっているところです。やはり、売り手側がどういった相手方に売っているのかに関しましては、全産業的に把握は難しいだろうというところもあります。今回、経済構造実態調査として毎年、かなりの量の調査項目をさばっていくこともあり、こういった記入が困難なところ、審査に時間がかかってしまうようなところに関しましては、可能な限り軽減することを想定しています。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 お考えいただければと思い、申し上げましたが、事業者には、財の配分先を質問して、答えてもらうのは難しいです。つまり、製造業の企業が出荷しても、卸売業や小売業で転売されていくので、最終的に誰にわたっているのかを知るのには難しいわけです。けれど、ここでサービスの話を取り上げたのは、ソフトウェアとかリースとかがそうですけれども、誰と契約しているか、サービスを提供する企業と1対1で契約しているので、産業別に集計することは比較的容易かもしれないわけです。ですから、網羅的に全部の産業でこの調査をする必要はなくて、結構、重要度が高い、例えば資本ストックになるとかそういうような重要な業種に限って調査をすることを考えていく余地があるのではないのでしょうか。今回やめて、また平成34年（2022年）に復活させるとか、基準年で考えるべきだという御指摘も多分あると思うので、そこは併せて考える必要があると思うのですが、これほど網羅的なサービス産業で必要ではないかもしれないと思います。今、申し上げましたけれども、多分ソフトウェアとかリースとか、そういうところでは、やはり考える余地というのはある、かつ「契約」をするので、比較的相手が誰であるか分かる。そういう意味では企業で、常識的に誰に売りましたかということが分かる産業で、かつ金額が大きくて重要度が高い産業において、考えていく余地はあるのではないかなと個人的には感じているところです。

○宮川委員 追加的ですけども、やはり今おっしゃっていたリースの問題とか、中村委員がおっしゃったSNA（国民経済計算）の基準改定のときに映像部門というか、アーティストックオリジナルをどう推計するかという問題に、もしこれを使うか使わないかという問題だとすると、やはりそこは調整が必要ではないかなとは感じます。先ほど言われたように、もし、実は使っていませんでしたということであれば、クレディブルな資料というのは一体どういうものなのか。それは例えば、経済構造実態調査によらなくてもいいということであれば、そこはきちんとオルタナティブみたいなものを示してもらった上で、納得するというか、そういうプロセスが必要ではないかという気が少ししています。

というのは、やはり基準改定にしても、将来のGDPの作成に係ることで、それもそんなに遠い先ではないということですから、そこのところはもう少し、個別の問題だとは思いますが、調整が必要ではないかとは思っています。

○西郷部会長 小松課長、お願いします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 私から御説明します。

経済センサス - 活動調査の議論をする際にも、今回はSUTの対応ということで、かなり前から対応に向けてどういうことが必要かという話を御議論いただいて、その結果、例えば副業を一生懸命把握しましょう、個別に詳細は整理しましょうという状況だと認識しています。

今回の話に関しても、今すぐ使う見込みのない項目を、とりあえず対象者の皆様に回答してもらうのは、なかなか調査実施者側からは難しいところがあります。一方で、SUT体系を作っていく上で、「これが足りないのでどこかでとれないか」という要望もあります。実際に、チェックしてみた結果は、先ほど最上が申し上げたとおり、なかなか難しいところです。そこをどう組み立てていくか、新しく検討してみようという話に関しては、いずれにしても、平成34年（2022年）にはSUT体系に向けて、この調査をいろいろと変えていかなければいけないのですから、むしろ個別にじっくりと議論をしていった上で、把握できて、かつ推計上、役に立つものを改めて組み上げていく、というやり方でやっていけばいいのではないかとも思っています。現行、調査をしているものを、あえてそのまま残すよりは、むしろあるべき姿を今後考えて、しっかりと平成34年（2022年）に反映していく。そうすれば、調査対象者にもしっかりと御説明をしながら、気持ちよくデータを出していただけるような環境も得られるのではないかと考えているところです。

○宮川委員 SUTはいいのですけれども、SNA（国民経済計算）の基準改定はもう少し前に行われる予定ですよ。リースとかアーティスティックオリジナルという分野については、基本計画にも記載されているはずだし、基準改定は前に行われますよね。ですから、その取扱いを議論していることになるわけですよ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 そこはまず、内閣府がどうされたいのかをお聞きしないといけないのではないのでしょうか。

○西郷部会長 では、内閣府ではどのようにお考えかというのを御意見いただけますか。

○和智永内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長補佐 特定サービス産業実態調査につきましては、現在、ソフトウェアの部分についてはSNA（国民経済計算）推計に使わせていただいておりますので、引き続き調査していただく方向で、調整させていただいております。その他の部分につきましては、今、御指摘がありましたように、基本計画で、次回基準改定までに結論を得ると記載があるリースなどの課題にかかる調査項目について、今後、必要であれば、どのように調査をしていくのかなど引き続き、調整させていただきたいと考えております。

○宮川委員 国民経済計算体系的整備部会の部会長の立場として発言しますが、基本計画で、既に盛り込まれて、変えなくてはならないとされているものがあるわけですよ。ですから、そこは手順として、やはり推計の骨格みたいなものは考えて、そこに必要なデータがどうなっているかを示していただかないと、基準改定の審議が始まった段階で、実はデータがありませんでした、もう既に経済構造実態調査ではSNA（国民経済計算）で必要なデータが把握できなくなりました。ということでは済まされない問題になります。

○西郷部会長 では、その点に関しては、内閣府と調整をしていただくということで。

○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 今の御指摘を踏まえまして、内閣府や

総務省のＩＯ班（産業連関担当）といった、加工統計側とで少し相談させていただければと思います。

○西郷部会長 それでよろしいでしょうか。

○宮川委員 長くなりまして申し訳ありません。本来は、国民経済計算体系的整備部会でも調整しなくてはならない問題です。

○西郷部会長 予定時間を既に30分過ぎているのですけれども、今日、山本審議協力者と西田審議協力者に調査を回答する側を代表してお越しいただいております。これまでの議論をお聞きになっていただいた上で、西田審議協力者、山本審議協力者から何か御質問等あるいは御意見等ありますか。

よろしくをお願いします。

○山本審議協力者 先日もお伺いさせていただいた点で、資料2の6ページで企業本社の管理部門の経費のところについて、案分の例示をしていただくということも記載させていただいておりますので、このところは少し書きやすくなったのかなと思っております。私も経営者とお話しした際に、悩んでしまったのが、実は甲調査票第1面の「9 電子商取引の有無及び割合」のところでした。電子商取引をやっているかどうかと、一般消費者、他の企業と行った、行わなかったというところでは、電子商取引をやっているかどうかと、一般消費者というところについて、私は建材の卸をやっている社の社長とお話しさせていただいたのですが、例えば、不動産会社がマンションの下に置いてあるごみ箱を買ったという場合は、不動産会社と分かるのですけれども、個人でも、そのぐらいのごみ箱はサイズのアパートとか自宅用に買ったというのものもあるわけです。電子商取引をやったかどうかの売上げは、通常の売上げと電子商取引の売上げかという違いはすぐ分かるのですが、誰が買ったかというところを本当に調べようと思うと、特に、個人名で購入されたときに、この人は個人事業主なのか、それとも個人で買ったのかというのが、分からないのではないかなと思っています。大体こんな感じでいいのですというような部分が、やはり売上げに基づいてきちんと記載してください、となりますと結構な負担になるのかなというのが、気にはなっているところです。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今のお答えを頂けますか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 今回の御質問について、これは経済センサス-活動調査でも同じ項目を設定していますので、そこでの記入要領などを次回にお示しする形でお答えさせていただきたいと思っております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

西田審議協力者、よろしいですか。

○西田審議協力者 今のお話は企業と消費者間の電子商取引をやっているのか、それとも企業間の電子商取引をやっているのか、要するにそういうことですよね。そういう書き振りでいいということで理解しているのですけれども。

○山本審議協力者 例えば、先ほどの建材の卸はネットショッピングサイトに出店しています。ここに、「企業間」も「企業と消費者間」も両方入ってきてしまうので、この売上げの中を、どちらなのかを判断して記載しろということなのか、それとも企業としては、こ

これは企業と消費者間用に用意していたのだけれども、たまたま企業間の電子商取引が入っているだけだったら、企業と消費者間の電子商取引として含めていいよということなので、結果に少しずれが出るのではないかなと思っています。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 どこに御疑問をお持ちかが非常によく分かりましたので、経済センサス-活動調査の事例も含めて御回答差し上げます。

○西田審議協力者 私からは、山本審議協力者も先ほど触れられた、第2面の経費配分の記入方法についてお願いがございませう。例示では、かなりざっくりとした書き振りでございませうので、こういう形でよければ対応できるかなと思ひませう。ただ、政府の調査活動でございませうので、多くの会員企業では精緻・厳密な回答を求められると受け止めませう。実態に即して厳密に回答しようとしませうしても、前回も申し上げたように、百貨店は本業は小売業でございませうけれども契約形態として、最近では売場のリース転換がどんどん進んでございませうので、不動産事業がかなり上位の事業活動になってくると思ひませう。会社によって、既に独立した「不動産事業部」というものを立てて、そこでリース契約を取り扱っている場合は、比較的記入しやすと思ひませうが、仕入れを担当する部門、百貨店でいうと「商品部」というような呼称でやっている部門が、一つの取引形態として賃貸借契約を結んでございませう場合は、これに関わる人件費をどう案分したらよいか迷ってしまうわけだございませう。ですから、この辺は何らかの記入の基準を置いていただかないと、がっちり厳密に回答していくとなると、結構困ってしまう会社が多いのではないかなと思ひませう。まだ、リース契約の規模が大きくなっているものの、一つの事業部門としては独立させていない大企業も結構ありませう。商品部が一括してやっている場合もありませう。あるいは、レストランフロアなども自営のレストランもありませうけれども、リース案件でテナントに入ってもらっている場合もありませう。食品部が全部を管轄しているという場合もあれば、やはり不動産事業部がやるというところもあつたりしませうして、会員企業によって、コンディションとか組織の形態とかもいろいろ違ひませうので、どの企業でも記入できるような何らかの示唆を、調査票にできるだけ詳しく明記していただきたと思ひませう。政府の新しい取組でございませうので「正確にやっけていかなくては」という思いがありませうので、回答記入の負担感や抵抗感を和らげるには、できるだけ丁寧な記入解説とか例示とか、こうするのだというものを紙面に埋め込んでいただく必要があると思ひませう。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 ありがとうございます。

定義上、いい加減にするわけにはいかないですが、一方で実査の場面で書けないものを書けと言つても無理であつて、その場合はできる限り正確なものを、場合によっては、コールセンター等を使つていただきながら、相談しつつ、適切なものに近づけていくのが重要だと思ひませう。あまり最初から安易な例示を記載してしまつて、正確に書けるにもかかわらず全員そこに流れてしまうのも困りませうので、その辺はバランスを考えながら、最終的に報告者が困らないような手当ては調査実施者としてはやっけていきたいと思ひませう。必要に応じて、例示の提示等は可能な範囲でやりつつ、最後のフォローはきちんとするという対策をとつていきたいと思ひませう。

○西郷部会長 ありがとうございます。

時間が大分過ぎてしまっているのですけれども、今、西田審議協力者、山本審議協力者からおっしゃっていただいたことと関連があることです。報告者側からすれば「何でこんなことを聞かれるのか」についても明確に答える必要があると思われまます。GDPの推計のために使われるということではあるのですけれども、一体なぜ自分が答えたことがどうGDPの推計などに使われるのかについても、次回、内閣府からになるのかもしれませんが、お答えいただければと思います。そういう説明も併せて次回部会において、内閣府から、「こういう項目がなぜGDPの推計に必要であるのか」というようなことについて、説明をしていただくことをお願いしてよろしいでしょうか。

**○和智永内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長補佐** 非常に簡単に御説明させていただきます。一般に経済活動別GDP、産業別GDPなどと呼ばれることもありますけれども、産業別のGDPを推計する際に、企業で売上げに当たる産出額を推計しまして、それから中間投入とって費用に当たる部分を差し引いて付加価値、GDPを算出するわけですが、その費用に当たる中間投入を推計するための基礎統計は現在、公的統計としてはやや少ない状況にあります。そういう意味で経済構造実態調査におきまして、費用項目を事業活動別に把握していただき、各経済活動別のGDPを推計する際の中間投入項目にこの費用を使わせていただくと、精緻に経済活動別のGDPを推計できますので、調査票の事業別の費用を調査していただきたいと考えております。

**○西郷部会長** ありがとうございます。

まだ議論が尽きていませんが、乙調査に関して宿題も出ております。(3)に関しましては、次回も乙調査におけるリースや、何かを売った先について、どのように調査するのかという件を内閣府と調整していただくという御回答がありました。御回答は次回にもありますので、その際、もし追加的に議論すべきものがあつたら、(3)の調査事項と調査時期について引き続き、時間を使って審議をさせていただくこととして、今日は時間が過ぎていることもありますので、ここで部会は終了させていただければと思います。

**○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** 事務局から失礼します。

最後のところ、西郷部会長からGDP推計のためではなくて、具体的にどう使っているかということで御説明を頂いたところです。前回、恐らく山本審議協力者から御質問を頂いていたかと思ひます。要は費用の細かい内訳をどうして書かないといけないのだろうかというところで、GDP推計のためと一言で言われるのだけれども、その先がよく分からない。今の御説明だと、要は付加価値を出すのに売上げから中間投入を引いて付加価値を出す。その中間投入を正確に推計するために費用構造が必要という御説明ですが、今、お話を聞かれていて、「では中間投入のトータル額が分かればよくて、どうして内訳まで書かなくてはいけないのか」というところがやはり残ると思うので、次回、そういった点も含めて、どうして内訳が必要なのかというところを答えていただくと、山本審議協力者へのお答えになると思ひます。

**○西郷部会長** ありがとうございます。

これで本日の部会は終了とさせていただきます。

次回の部会では、経済構造実態調査について引き続き議論をしていただきます。その後、

経済構造実態調査と同時・一体的に実施されるとされております工業統計調査についても、審議を予定しております。

最後に私からのお願いになりますけれども、開催頻度の多い部会ではありますが、次回部会の資料確定まで、実働日として8日間しかないという状況なので、大変恐縮ですが、本日の審議の内容につきまして、追加で御質問等、お気づきの点がありましたら、6月4日までに事務局へ電子メールで御連絡いただければ幸いですので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の審議内容につきましては、来月末の6月29日に開催を予定されております統計委員会で、次回以降の部会の結果と併せて私から報告をさせていただきます。

それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

**○川原総務省政策総括官（統計基準担当）付副統計審査官** 今、西郷部会長からもお話がありましたとおり、次回の部会ですが、2週間後の6月14日（木曜日）、朝9時半から、本日と同じこの会議室において開催することを予定しております。追加の御質問やお気づきの点などがありましたら、御多忙のところ、大変恐縮ですが、6月4日（月曜日）までにメール等により事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、最後になりますが、前回の結果概要につきまして、今、確認をさせていただいているところ、重ねて恐縮ですが、本日の議事概要につきましても、事務局で作成次第、メールで御照会させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

**○西郷部会長** ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の部会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上